

告示

埼玉県告示第三百三十号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定による処分をしたので、同条第五項の規定により、公告する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 処分をした年月日

平成三十一年三月二十五日

二 処分を受けた建築士の氏名、建築士の別及び登録番号

氏名	建築士の別	登録番号
細沼 宣章	二級建築士	埼玉県知事登録第一五五九九号
小林 一	二級建築士	埼玉県知事登録第一二九四三号
馬場 和久	二級建築士	埼玉県知事登録第一八四二二号
小森 豊政	二級建築士	埼玉県知事登録第一九八八四号

三 処分の内容

戒告

四 処分の原因となった事実

建築士法第二十二条の二に規定する講習を期間内に受講しなかった。